

第6回 中長期的な地籍整備の推進に関する検討会 議事要旨

日 時：平成30年1月24日（水） 10：00～12：00

場 所：中央合同庁舎2号館16階 国際会議室

- 鳩山土地・建設産業局次長による開会挨拶。
- 清水委員長（東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授）の進行の下、事務局より、過去の検討会での主な意見、中長期的な地籍整備の推進に関する検討会中間とりまとめ（案）、分野別ワーキンググループの開催等について説明。以上を基に委員による意見交換を実施。主要な意見は以下の通り。

1. 中長期的な地籍整備の推進に関する検討会中間とりまとめ（案）について （資料3及び4）

- 国土調査以外の測量成果の活用状況について、現在、街区基準点が整備されている地区では街区基準点を基礎として地積測量図が作成されていることから、「地積測量図は、地籍調査とは異なる位置基準により測量されている」との表現は適切ではないのではないか。
- 防災等の政策的観点在地籍調査に取り入れるのであれば、国が主体となって地籍調査の実施を誘導する仕組みが必要ではないか。
- 施策目標毎の達成状況を表す指標について、4つの施策目標は現時点で考え得るものを例示したものであるから、これが全てであると誤読されないよう書きぶりを修正すべき。
- 準備作業の明確化・合理化について、空き家対策の事例を参考に所有者探索を合理化するとの記載があるが、何を意図しているのかももう少し詳しく記載する必要があるのではないか。
- プラットフォーム・オープンデータサイトの構築について、ユーザーにとって重要なのは座標系やデータ形式などのフォーマットの統一である。座標系はJGD2000又はJGD2011、データ形式はShape Fileが一般的であり、GISでの利用が容易である。
- 森林環境税の議論も始められているが、今後、市町村による森林管理が進むことが予想されるため、森林明確化活動と地籍整備の連携強化の検討を進める必要がある。
- 段階的な地籍整備について、復元測量の実施後に時間が経過すると測量成果を活用することが難しい場合があると記載されているが、これは境界位置の明示方法や調査後の土地の異動が要因であって、現代の測量技術の現地復

元能力に問題があるわけではないということが分かるよう修正すべきではないか。

- 未着手・休止市区町村の解消について、自主的な取り組みを促す仕組みを検討する必要があると記載されているが、一案として地籍調査を実施することで別の事業実施時に優遇措置が受けられる仕組みがあれば、地籍調査着手の呼び水になるのではないか。
- 地籍調査では、登記記録はあるが相続登記がされず現在の所有者が分からない所有者不明土地の他、そもそも登記がなく所有者が分からない所有者不明土地も問題となるケースがあることに留意する必要がある。
- 資料３と資料４とで重点４施策の名称が異なっているなど、一部用語の不整合が見られるので、修正すべき。

２．分野別ワーキンググループの開催等について（資料５及び６）

- 地籍調査で作成した書類の保管等に関するルールの特明確化を検討する必要がある。
- 現地調査の特明確化・合理化について、客観的資料がある場合の立会いの必要性や客観的資料が何もない場合の境界確認方法について検討を進める必要がある。
- 法令等に定める現地調査の内容と実務に乖離が生じているため規定の改正を検討する必要がある。
- 新技術の導入促進について、優先地域のうちこの地域ではこの新技術を導入することが有効であるというような形で、優先地域の検討と情報連携を図るべき。
- プラットフォーム・オープンデータサイトの構築について、都市部だけでなく山村部にも係わる活用を考えるべき。

〔○野原地籍整備課長による閉会挨拶〕

以上